

エコマーク商品類型 No. 121 「リターナブル容器・包装資材 Version2.3」 認定基準書

## G. 繊維製包装資材

(財) 日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 認定基準制定の目的

リターナブル容器・包装資材はリユースのための製品であり、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の中でワンウェイ容器・包装のリサイクルよりも優先的に選択されることが望ましいとされており、本商品類型の設置は、リターナブル容器・包装資材が入手可能な場合には、積極的にこれを選択するよう消費者、事業者に促す目的がある。

リターナブル容器・包装資材による環境負荷低減効果を確実にするためには、再使用回数などシステムの最適化、消費者、事業者からの回収のための情報提供などが必須であり、基準策定にあたっては、これらに配慮した。

### 2. 適用範囲

繊維製包装資材

但し、製品の主要構成材料として、繊維を製品全体重量の 70%以上使用しているもの

### 3. 用語の定義

繰り返し使用	使用済みの製品をリターナブル事業者が回収した上での再使用。 なお本認定基準における「平均 5 回以上の繰り返し使用」は初回使用とリターナブル業者が回収した上での再使用を合わせて平均 5 回以上繰り返すことを指す。
再使用可能	「意図され、設計された製品または包装の特性の一つ。ライフサイクルの中で意図どおりの目的のために何回かの使用ができる特性」であって、「使用済みの製品または包装を回収し、再使用する仕組みが存在する」場合に限られる。[JIS Q 14021:2000 (ISO 14021:1999) に準拠]
情報公示	製品またはその包装に直接情報表示し難い場合に、関連する情報誌、カタログ、ホームページまたは広告などに、情報を公開・表示すること。
情報表示	製品またはその包装に直接情報を表示すること。

処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
製品	リターナブル容器・包装資材を指す。内容物を伴う場合はその旨の説明を適宜加えることとする。
製品の主要構成材料	再使用される製品の主要な構成部分に使われる材料。例えばプラスチック製容器と金属製枠からなる容器のように、複数の素材からなる製品の場合には、それぞれプラスチック、金属が主要構成材料となる。ここで、ガラスびんの蓋やラベルなど再使用されない部分および容器の止め金具や表面被覆材などの付属部品は、主要構成材料には含まない。また、製品中に占める当該材質の重量割合および容積割合のいずれもが、合計 20%未満の材料は、主要構成材料とは見なさない。
包装資材	物品の輸送、保管、取引、または使用などにあたって、その価値および状態を保護するために使用される適切な材料。ユニット化資材（例：パレット）や包装副資材（例：紐、緩衝材など）を含む。
リターナブル事業者	容器の中身または、包装資材を提供し、回収するシステムを運営する事業者。
リターナブル製品	「用語の定義」にいう再使用可能であって、製品または製品の内容物を提供する事業者と、提供を受ける他の事業者または消費者との間を、構築されたシステムに乗って、その機能を保ったまま往復または循環する製品。

#### 4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、商品類型 No.121「リターナブル容器・包装資材(Version なし)」の認定商品であって、本認定基準で再審査を受ける場合には該当する基準項目のうち 4-1.(2)(3)および(5)～(9)の証明方法は、付属証明書に必要事項ならびに既認定商品と変更がない旨を宣言することで証明に代えることができる。

##### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

###### (1) 製品が実績として、平均 5 回以上繰り返し使用されていること。

【証明方法】 ※証明者＝申込者

製品が直近 1 年間程度の期間の実績として、平均 5 回以上繰り返し使用されていることを示す文書を提出すること。新規製品の場合には、対応する旧製品のデータでも可とする。

- (2) 製品は、上記繰り返し使用に耐える設計がなされていること。

【証明方法】 ※証明者＝申込者または第三者機関

以下について、上記繰り返し使用に耐える設計がなされていることの第三者機関による証明書または社内設計文書を提出すること。

1. 強度
2. 洗浄特性
3. ラベル表示の接着性または剥離性（繰り返して一回使用するごとに、ラベルの接着または剥離が必要な製品についてのみ）

- (3) 製品を回収するシステムが確立（再使用可能）し、その情報表示または、情報公示がなされていること。

【証明方法】 ※証明者＝申込者

以下のものを提出すること。

1. “再使用可能” とするためのシステムおよび回収ルートの説明文書
2. 製品を回収するための容器（ある場合）の説明書または写真
3. 製品への“再使用可能”であることの必要な情報表示または情報公示の実施部分

- (4) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。

なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
  - 1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
  - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
  - 3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策(今後の予防策)

5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (5) 製品（ラベル等）に使用する印刷インキについては、印刷インキ工業連合会「印刷インキに関する自主規制（ネガティブリスト規制）」で規制されている物質を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】※証明者＝申込者

ネガティブリスト規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

- (6) 食品、化粧品、医療関連などを内容物とする製品は「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）」に定める有害物質の要件を満たすこと。

【証明方法】※証明者＝第三者試験機関、申込者、または製造事業者など

製品が、該当する有害物質の要件を満たすことの試験結果を提出すること。

- (7) 流通および使用・消費時に、製品の付属部品などの廃棄物の排出がワンウェイ容器・包装資材の場合と比較して少ないか、または同等であること。ただし、比較の対象となるワンウェイの容器・包装資材が存在しない場合には、この項目は適用しない。

【証明方法】※証明者＝申込者

流通および使用・消費時に、ラベルやキャップなどの廃棄物の排出がワンウェイの容器・包装資材と比較して少ないか、同等であることを説明する申込者による文書を提出すること。

- (8) 製品の各種加工（防かび、蛍光増白、柔軟、衛生、製品漂白）について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮すること。また、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。ただし、毛製品は上記加工についての配慮に加え、ディルドリン・DTTB 使用加工については厚生省令 34 号へ適合していること。

【証明方法】※証明者＝申込者および製造工程担当事業者

製品の加工の有無を付属証明書に記載すること。加工がある場合は、付属証明書に従って加工剤の種類および使用量などを報告すること。毛製品はディルドリン・DTTB 使用加工の有無を記載し、加工がある場合は、厚生省令34号への適合について説明すること。

- (9) 製品の遊離ホルムアルデヒド量が厚生省令 34 号の試験方法により、300ppm 以下であること。ただし、屋外のみにおいて使用される製品は本項目を適用しない。

【証明方法】※証明者＝申込者または第三者試験機関

厚生省令34号に定める試験結果を異なる生地毎に提出すること。

- (10) 製品に使用する色材において、1 つ以上のアゾ基の還元分解によって、表 1 のアミンの 1 つ以上を生成する可能性があるアゾ系染料、表 2 に示す発がん性染料、表 3 に示す皮膚感作性

染料を処方構成成分として添加していないこと。羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】 ※証明者＝製造工程担当事業者  
製品を染色する工場長の発行する証明書を提出すること。

表1 アゾ基の還元分解によって生成してはならないアミン類

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- $\sigma$ トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	$\sigma$ アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	$\sigma$ トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	$\sigma$ アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

表2 発がん性染料

CAS No.	名称	Color Index
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
2475-45-8,	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855

表3 皮膚感作性染料

CAS No.	名称	Color Index
2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35	
	C.I. DISPERSE BLUE 106	
	C.I. DISPERSE BLUE 124	
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005
	C.I. DISPERSE ORANGE 37	
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305
	C.I. DISPERSE BLUE 102	
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080
	C.I. DISPERSE ORANGE 76	
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375
	C.I. DISPERSE YELLOW 39	
	C.I. DISPERSE YELLOW 49	

参考：国際がん研究機関 (IARC)

米国国家毒性プログラム (NTP)

EU Directive 76/769/EC

EU Directive 2006/61/EC

染料および有機顔料製造会社生態学毒物学協会 (ETAD)

Oeko-Tex Standard 100

- (11) 廃棄時に、素材ごとに分離が可能であること。

【証明方法】 ※証明者＝申込者

廃棄時に素材ごとに分離が可能であることを示す説明書類を提出すること。

- (12) 製品に使用されるプラスチック材料は、ポリマ骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。当該プラスチックを使用しているものについては、70%以上がマテリアルリサイクルされること。

**【証明方法】** ※証明者＝申込者

以下の内容を付属証明書に記載すること。

1. 製品にプラスチック材料の使用の有無。
2. 1.で有りの場合、製品に使用されるプラスチック材料について、ポリマ骨格へのハロゲン元素の添加の有無。
3. 2.で有りの場合、廃棄時にマテリアルリサイクルが確実に実行されることを証明した文書を提出すること。なお、使用契約締結後、事務局より申込者に回収率の報告を求める（または監査を行う）ことがあり、申込者はそれに協力しなければならない。

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

(13) 製品の品質については、以下、①～③のいずれかの条件を満たしていること。また、製品がプリンタなど機器の一部として機能する場合は、繰り返し使用によって機器の使用に支障をきたさないことを①～③のいずれかで示すこと。

①JISなどの品質規格などに該当する製品は、それらの品質規格に適合していること。

②上記①に該当しない製品は、関連する業界が定めた自主的な品質規格に適合していること。

③上記①および②に該当しない製品は、自社で定めた品質規格があり、十分な品質管理が行われていること。

**【証明方法】** ※証明者＝第三者試験機関もしくは申込者

製品に該当する法律、JIS規格、自主規格などの品質規格に基づく試験結果、またはJIS認定工場の証明の写しを提出すること。

#### 5. 商品区分、表示など

- (1) エコマーク商品認定の申込は、リターナブル事業者が行うこと。
- (2) 商品の申込は、本認定基準の適用範囲、構築されたリターナブルシステム単位毎、およびブランド名毎とする（なお、ブランド名は構築されたリターナブルシステムの名称も可とする）。色調、大小による区分は行わない。
- (3) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- \* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- \* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク (英語表記も可)」を含む表現を使用してもよい。  
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「[www.ecomark.jp](http://www.ecomark.jp)」、「Eco Mark Certificate」
- \* 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。  
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)
- \* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。  
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

---

2007年7月2日	制定(Version2.0)
2008年8月21日	改定(4-1.(4)環境法規)
2010年3月15日	有効期限延長
2011年3月1日	改定(5.(3) マーク表示 Version2.2)
2012年7月13日	改定 (4-1.(8)修正、5.(4)(5)削除 Version2.3)
2016年3月15日	有効期限延長
2019年4月1日	改定 (5.(3)マーク表示)
2022年6月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。